



平成19年度 第39回全国公立小中学校事務研究大会復講

「全事研大会に参加して」

熊本市立画図小学校 藤川 英一

熊事研からの派遣により、去る7月25日（水）～27日（金）の3日間にわたって開催されました「第39回全国公立小中学校事務研究大会（愛知大会）」に参加させていただきました。私自身一昨年度の兵庫大会、昨年度の神奈川大会に続き3年連続、通算で6回目の全事研大会参加となりました。名古屋国際会議場をメインに開催された今回の大会は全国から3,200名を超える参加があり、本県からも14名の参加があったようです。

一日目は開会式に続き文部科学省講演や学校事務のグランドデザイン策定に関する全事研本部からの全体研究会等、二日目の分科会、三日目の元NHKディレクター大久保晋作氏の記念講演と盛りだくさんの内容でしたが、個人的には文科省講演の講師が文科省大臣官房審議官（元初中局財務課長）の前川喜平氏ということもあり、今年3月29日に中央教育審議会より出された「今後の教員給与の在り方について」の答申以後の文部科学省の最新の行政説明に興味がありましたので、このレポートは文科省の行政説明を中心にさせていただきたいと思います。

ただし、全事研大会で聴いたときは文科省行政の最新情報だったかもしれませんが、この原稿を書いている時点（9月末日）で2ヶ月以上が経過しており、その間参議院選挙、内閣改造、福田新内閣の発足等々、世の中の流れも急で、この会報が皆さん方の目に触れる頃は目新しい情報とはなっていないかもしれないことをお断りしておきます。

文部科学省講演 講師 文科省大臣官房審議官 前川喜平氏

はじめに

これまでの1年間は大臣官房総務課長として大臣の近くで、文部科学省が国会に提出する法律案を国会でわかっていたら成り立させていただくという仕事に就いていた。特にこの1年は教育基本法改正を含めて重要法案が目白押しでかなりハードな1年であった。

○ 教育3法（「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法及び教育公務員特例法」）の改正について

学校教育法の改正で「学校における組織運営体制や指導の確率を図るため、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることとする」という新しい職の設置を規定した。これはあくまでも任意設置であり、設置するかしないかは設置者の判断である。制度上は市町村教育委員会の判断で設置するかしないかを定めるということになるが、県費負担教職員制度を取っているのが政令指定都市以外は県教委も同意していなければ実際の設置は行えない。

教頭と副校長の違いは教頭はあくまでも校長の補佐であるが、副校長は校長に代わって校長の仕事をする事ができる。教頭＝〇〇補佐、副校長＝〇〇代理と考えてもらうとわかりやすい。したがって副校長は基本的には児童生徒の教育を司るという仕事からは外れる。マネジメントに専念することになる職である。学校事務職員から教頭や校長への登用が始まっているが、副校長という職はより事務職員の登用になじみやすい職ではないかと思っている。

主幹教諭は管理職の補佐をしながら授業も行う。マネジメントに一步近づくことになる。管理職の命をうけて、その指示を一般の教職員に伝えるという仕事もすることになるので、職務命令を出すという立場にもなる。今までの主任はあくまでも連絡調整にとどまっていた管理的な仕事ではなかったので、そのあたりが主任とは違ってくる。

指導教諭は児童生徒の教育を司るとともに、他の教諭に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行うということで、学校の中では研究主任というような立場の方が指導教諭にいいのかなと思っている。

新しい職の設置については事務長を設置するという問題もある。今回の学校教育法には残念ながら入っていない。しかし中教審で事務長を置くことができるように制度の整備を行うと言われている以上、法律でなくても省令上の職の設置、文部科学省令に規定する職として、規則あるいは通知等で事務長という名前を是非とも出していきたいと思っている。またそれに向けて頑張っていく。

今後の教員給与のあり方について（答申）（抄） 平成19年3月29日（中教審）

あわせて、教員が抱える事務負担を軽減するため、事務職員が学校運営に積極的に関わるとともに、そのサポートにより、教員の事務負担を軽減することができるよう、事務の共同実施の促進、事務職員の質の向上のための研修の充実などを行うとともに、教育委員会の判断により大規模な学校や事務の共同実施組織に事務長（仮称）を置くことができるように制度の整備を行うなど、事務処理体制の整備を図っていくことが必要である。

○ 定数改善（「行政改革推進法」と「2007年骨太の方針」）について

行政改革推進法第55条の3

政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条3項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第2条第1項の教職員をいう。）その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。

教育条件を変えずに子どもの数の減った分に見合う教職員の数を減らす、いわゆる自然減の分だけで対応していけば教育条件はよくはならないが悪化はしない。しかし自然減を上回る純減をするということは教育条件を悪化させなければ自然減を上回る純減はできないということになる。行政改革推進法は公立学校の教育条件を悪化させろと書いてあるに等しい。この法律が邪魔になって定数改善ができないでいる。

そういう中で伊吹大臣は参議院の文教科学委員会での答弁で「教員の事務負担を軽減し新しい体制を図るためには三つの方法があり、一つは教師の方々がおやりになっている事務その他を外部に発注できるものはお金を払って外部に発注する。二つ目はお辞めになった先生や地域の方あるいは一芸に秀でた方を、お金を若干お支払いしてボランティアとして学校の中へ入れてきて、先生のお仕事をカバーしていただく。三つ目が教職員の数を増やす。この3つはいずれも法律改正や予算を伴うので従来の法律を変えるとか予算を分捕るとか、あるいは去年までの骨太の方針を変えてもらうとかそういうことがなければできない。」と、こう答弁しています。現在、この線に沿って文科省としても、どれだけのものが積み込めるか、作業をしているところである。



経済財政改革の基本方針2007（給与・定数関連抜粋）

第4章 持続的で安心できる社会の実現 2教育再生【具体的な手段】 (1) 学力向上の取組

③ 教員の質の向上及び教員が子どもと向き合う時間時間の大幅な増加

社会人採用のための特別免許状の活用促進。教員免許更新制導入に向けた取組。授業内容改善のための教員研修の充実、メリハリのある教員給与体系を実現する中でのがんばる教員の処遇の充実、副校長・主幹等の教職員適正配置。事務の共同実施体制の整備・事務の外部委託・地域の人材協力・教育現場のIT化等を通じた教員の事務負担の軽減。設備・教材の充実、学校施設耐震化などの教育環境の向上。

骨太の方針2007のアンダーラインの部分（「事務の共同実施体制の整備・事務の外部委託」「等を通じた教員の事務負担の軽減」）は伊吹大臣自身が直接筆を入れた部分である。

要は、皆さん方、共同実施等を行うことにより教員の事務負担を軽減してください。併せて、皆さん方でなければ出来ない業務に特化して、そうでない部分はアウトソーシングしましょう。そのことによって皆さん方がルーティーンといわれる仕事から解放されて、創造的、クリエイティブな仕事に特化していけるのではないだろうか。そのことが皆さん方のポジションの向上につながるのではなかろうかという期待を込めての表現です。政府が決めるこの骨太方針に事務の部分が入ったのは極めて画期的です。表現あるいは内容はともかく、去年の骨太方針2006には事務職員のことは書いてありません。わずか一年でこれだけの表現の違いになったということをご理解いただきたいと思います。

おわりに

ここ数年、予算編成では文科省としては退却に次ぐ退却を余儀なくされていたが、教育振興基本計画の第1年次に当たる来年度予算については反転攻勢に転じたいと考えているので、現場の皆さんからも是非積極的なご意見を賜りたいと思っている。

その他、いろんな資料を使っただけの講演でしたが、紙面の都合ですべてお伝えすることができないことをお詫びいたします。

「来年度予算については反転攻勢に転じたいと考えている」という言葉で結ばれた前川氏の講演でしたが、皆さんすでにご存じのことと思いますが、文部科学省の来年度予算の概算要求では、下記のとおりとなっていることをお伝えしてこのレポートを終わります。

◆教職員定数の改善【新規】

教育再生のため、教員の子どもと向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成を目指す教職員配置（平成20年度から22年度の3年間で総数21,362人の定数改善）を実施。

【内訳】

20年度要求人員

- ①主幹教諭によるマネジメント機能の強化 …… 3,669人
- ②教員の事務負担の軽減（複数校の事務を共同実施する体制の整備促進（事務職員の配置）） …… 485人
- ③特別支援教育の充実 …… 903人
- ④食育の充実（栄養教諭） …… 157人
- ⑤習熟度別・少人数指導の充実 …… 1,907人

計

7,121人

改善事項	改善総数(人)	内 容	20年度要求人数
(2) 教員の事務負担の軽減	1,456	複数校の事務を共同実施する体制の整備促進(12学級以上の中学校の2校区に1人事務職員を加配)	485